

日薬連発第 104 号
2024 年 2 月 16 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

**【周知 2 月分（協力依頼）】消費税のインボイス制度の
開始に係る実態把握について（依頼）**

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記のとおり協力依頼がありましたので、該当ある場合は、2 月 21 日(水)15 時までに、日薬連・奥田 (okuda@fpma.j.gr.jp) あて、連絡（回答）をお願いします。

【補足】各団体において、加盟企業様より、「インボイス制度」について、当該制度施行以前・施行後に、疑義照会等があった場合は、その内容と対応状況について、ご教示いただければと思います。

※本件調査は、「日薬連発 27 号_2024. 1.16」などで依頼した調査（1 月調査）の「2 月分」になります。

【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】

昨年 10 月から施行されておりますインボイス制度につきまして、施行されてからの変遷について把握したいため、一部の関係団体様宛に、以下の内容をお伺いすることになりました。

- ① インボイス制度の施行によって、業界・団体全体の構造や、取引慣習などが原因で、お困りの事例はありますか。ある場合はどういった事例でしょうか。
- ② 施行前から課題があった場合、施行に向けてどのような対策、準備を行われたでしょうか。

上記①②につきまして、別添の Excel 様式に団体名と併せて①及び②について回答いただけますと幸いです。

また、傘下の事業者様から特段お声がない場合などについても、その旨ご回答いただけますと幸いです。

お忙しいところお手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。